平成３０年（フ）第２５２５号
大阪府吹田市川園町61番13―701号、前住所大阪府摂津市正雀本町１丁目31番14―305号ナンノ３号館
債務者　藤戸　幸平
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５４１号
大阪府門真市本町28番16号　山本マンション101号
債務者　小寺八千代
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５４５号
大阪市東住吉区東田辺２丁目５番１号　サンコービル　505号
債務者　西田幸美こと　金　　幸美
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５５７号
大阪市旭区高殿６丁目２番24号
債務者　辻元　則子
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５３号
香川県高松市高松町57番地２
債務者　阿部　　徹
1　決定年月日時　平成30年６月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４６号
香川県坂出市西大浜南１丁目９―22　木田借家北側中棟、住民票上の住所香川県坂出市江尻町668番地９
債務者　野崎　　拓
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第１３６号
福岡県久留米市通町111番地10　レオパレス通町101号
債務者　江崎　重夫
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１３９号
福岡県久留米市津福今町477番地96　県営津福今町団地３棟203号
債務者　佐川　裕文
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第２５７号
静岡県浜松市南区芳川町96番地マルベリーハウス103号
債務者　峰松　哲也
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１１８１号
横浜市西区赤門町２丁目19番地６　グローバルハイツ赤門306号
債務者　嶋崎とし江（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２２３７号
大阪府東大阪市長堂３丁目７番29―410号、前住所大阪市西淀川区千舟２丁目15番８―603号
債務者　吉田　　智
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２９９号
大阪府枚方市樋之上町９番４―1002号
債務者　谷　　昭和
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３７１号
大阪市中央区上本町西１丁目１番11―1201号
債務者　堀田　展行
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５８４号
大阪市福島区福島３丁目５番15号　メゾン荻田　205号
債務者　山田　苑美
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９号
沖縄県石垣市字宮良306番地２
債務者　新垣　健二
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月３日午後３時
那覇地方裁判所石垣支部

平成３０年（フ）第１０号
沖縄県石垣市字真栄里416番地４
債務者　新垣　信樹
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月３日午後３時30分
那覇地方裁判所石垣支部